

○財務省告示第二百二十九号
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成
二十九年七月三日に発行した政府短期証券の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成二十九年八月十日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第六百九十二回）
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第七条第一項、財政融
の法律及びそ 資資金法（昭和二十六年法律第
百号）第九条第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第八十三条第
一項、第九十四条第二項、同条
第四項、第九十五条第一項、第
百三十六条第一項及び第三百十
七条第一項
三 振替法の適 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下

				七				六				五							
八				イ				イ				イ							
額最				払込				発				方募							
低				行争非者特				行争非者特				行争非者特				行争非者特			
額				札格				札格				札格				札格			
面				発				発				発				発			
金				競争				競争				競争				競争			
				額				額				額				額			
五 万 円				三兆五千六百九十萬千円				額億五千萬円				込募各当も各				価一			
				七千九百五十九億九千三百八十九萬				額面金で七千九百十四億円				み限国のての申				格国債市場特			
												応募額の範囲内において各申				格競争入札発行」という。			
												を割り当てる。				格競争入札発行」という。			
												を順次割り				格競争入札発行」という。			
												り				格競争入札発行」という。			
												高い				格競争入札発行」という。			
												の				格競争入札発行」という。			
												の				格競争入札発行」という。			
												の				格競争入札発行」という。			

